

この内容は2020年度のもので、2021年度に改正される場合があります。

## 1 入学納付金の補助

### 対象要件

- 生徒及び保護者（＝親権者）の方が愛知県内に在住していること。
- 愛知県内の私立高等学校（全日制・定時制）又は私立専修高等課程に入学すること。
- 専修学校高等課程において通信制高校（県外校含む）を併修する場合、専修学校で入学納付金の収納を行う通信制高校であること。

### 〈補助年額〉

所得基準	専修学校高等課程
県民税所得割額と市町村民税割額とを合算した額が 354,500円未満の世帯（年収720万円未満程度）	86,500円
県民税所得割額と市町村民税所得割額とを合算した額が 452,500円未満の世帯（年収840万円未満程度）	43,200円

※ 年収は夫婦（配偶者控除あり）、高校生1人、中学生1人世帯の場合の参考年収です。

■ 入学された学校へ入学後に申し込んでください。

## 2 奨学給付金の支給

### 対象要件

- 保護者（＝親権者）が愛知県内に在住し、生活保護受給世帯又は保護者全員の県民税所得割額と市町村民税所得割額とを合算した額が非課税の世帯であること。
- 私立校の高等学校、中等教育学校後期課程、専修学校高等課程等（愛知県外の学校を含む）に進学すること。

### 〈支給年額（生徒1人あたり）〉

区分	通信制以外
生活保護受給世帯（生業扶助）	52,600円
非課税世帯	103,500円
非課税世帯で、進学する方に15歳（中学生を除く。） 以上23歳未満の扶養されている兄弟姉妹がいる世帯	138,000円

■ 入学された学校又は愛知県へ入学後に申し込んでください。

### 3 授業料軽減補助金

#### 対象要件

- 生徒及び保護者（＝親権者）の方が愛知県内に在住していること。
- 愛知県内の私立専修学校高等課程に進学すること。
- 本校の授業料（30,000円）を上限とすること。

#### 【甲①】（年収590万円未満程度の世帯）

##### 所得基準

- 4～6月： 県民税所得割額と市町村民税所得割額とを合算した額が257,500円未満の世帯
- 7月～： 「地方税の課税所得×0.06－市町村民税の調整控除額（注）」が154,500円未満の世帯

補助年額： 360,000円

#### 【甲②】（年収720万円未満程度の世帯）

##### 所得基準

- 4～6月： 県民税所得割額と市町村民税所得割額とを合算した額が354,500円未満の世帯
- 7月～： 「地方税の課税所得×0.06－市町村民税の調整控除額（注）」が212,700円未満の世帯

補助年額： 360,000円

#### 【乙】（年収840万円未満程度の世帯）

##### 所得基準

- 4～6月： 県民税所得割額と市町村民税所得割額とを合算した額が452,500円未満の世帯
- 7月～： 「地方税の課税所得×0.06－市町村民税の調整控除額（注）」が270,300円未満の世帯

補助年額： 190,800円

（注）政令指定都市の場合、「調整控除の額×3/4」を減じる。

※ 年収は夫婦（配偶者控除あり）、高校生1人、中学生1人世帯の場合の参考年収です。

■ 入学された学校へ入学後に申し込んでください。